

手取本町地下道・グラニットボール維持管理業務委託 特記仕様書

第一章 総則

第1条 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、熊本市が実施する「手取本町地下道・グラニットボール維持管理業務委託」に適用する。
- (2) 本委託は、熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表を用いた積算方式の試行対象委託である。
本委託は、土木工事標準積算基準により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象委託である。
なお、補正係数については以下のとおりとする。
【共通仮設費率（率分）：1. 1 現場管理費：1. 1】
- (3) 本特記仕様書に記載してある甲とは委託者のことをいい、乙とは受託者のことをいう。

第2条 遵守事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、熊本市監修の「土木工事共通仕様書」、その他関係法令等に従わなければならない。
- (2) 本特記仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料の内主要な事項のみを示したものであるため、これらに記載していない事項であっても、業務履行上、必要と認められるものについては、甲に申し出て協議を行わなければならない。

第3条 業務上の疑義

- (1) 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに甲の指示を受けるものとする。
またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
- (2) その他の業務上の質疑及び不明点については甲と十分に協議するものとする。

第4条 負担の範囲

- (1) 業務の履行に必要な電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、乙の負担とする。
ただし、現場備え付けの公共インフラ設備がある場合は協議に応じ、業務内容により使用の有無を判断する。
- (2) 清掃に必要な資機材は、乙の負担とする。

第二章 業務内容

第5条 目的

熊本市が管理する手取本町地下道・グラニットボールの維持管理を行うことにより、利用者の快適な歩行空間を確保することを目的とする。

第6条 履行場所

熊本市中央区手取本町外地内

第7条 履行期間

令和8年（2026年）4月1日 から 令和9年（2027年）3月31日 まで

第8条 作業時間

原則、午前6時から実施し、通勤・通学に支障がない時間までに完了すること。

第9条 業務計画

乙は、業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、下記事項について業務計画書を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 作業方法
- (5) 業務組織計画
- (6) 安全管理
- (7) 連絡体制（緊急時含む）
- (8) その他事項

第10条 作業計画

乙は、各月の月末に、翌月の作業計画日程表を提出し、甲の承認を得たうえで作業を行うこととする。

第11条 作業内容

乙は、下記項目について別添の数量一覧表のとおり適切に作業を行うこととする。
なお、路面水洗清掃と特別清掃は別日で実施すること。

- (1) 路面清掃
 - ・ホウキ等による床面のゴミ及び塵芥の収集作業
 - ・床面の付着物等の剥離・除去作業
- (2) 路面水洗清掃
 - ・モップ等による洗剤を使用しない床面の水洗い作業
- (3) 特別清掃
 - ・デッキブラシ等による洗剤を使用した床面の水洗い作業
 - ・通路および階段の手摺り、壁面、天井、照明灯、ショーケースの水拭き作業
 - ・地下道出入口の屋根および壁面の水洗い作業
- (4) グラニットボール清掃・機器調整
 - ・グラニットボール本体および循環ビット、周辺歩道の清掃作業
 - ・循環ビット内の水の入替作業
 - ・循環ビット・給水設備・電機制御板などの機器調整作業

第12条 緊急時の対応

甲から緊急対応の連絡を受けた場合、乙は速やかに作業員を現場へ派遣し、適切な対応を行うものとする。

第 13 条 異常時の対応

対象設備に異常等が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲へ報告し、対応等について協議すること。

第 14 条 立会検査

甲が任意に指定する日（四半期に 1 回）に甲乙立ち合いのもと確認検査を行うものとする。
なお、検査時に甲より指摘事項があった場合、乙は速やかに是正対応を行わなければならない。

第 15 条 業務報告書

業務に関する報告は、下記事項について月毎に業務報告書を 1 部作成し、翌月 5 日までに提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 業務実績表
- (3) 作業月報
- (4) 写真（各施設毎に作業前、作業中、作業後の 3 枚）
- (5) その他必要書類

第 16 条 特記事項

- (1) 作業中に、既設の施設等に損傷を与えた場合は、乙の負担において処理するものとする。
- (2) 作業を行う際は、看板等にて施設利用者等へ周知すること。
- (3) 清掃に使用する道具等は毎回持ち帰ること。
- (4) グラニットボールにおける循環ビット内の清掃および水の入替作業については、原則、清掃車（ブロワ式・高圧水洗浄式）等を利用するものとし、入替用の水については持参すること。

第三章 その他

第 17 条 検査及び委託料の支払い

委託料は、指定部分払いとする。

本委託における指定部分は、当該設計の全業務量（設計額ベース）の 50%とし、乙は出来高が指定部分以上となった場合、当該委託料に対する指定部分払いを請求することができる。

乙は請求する場合、速やかに完了届（様式 1）を甲へ提出することとし、完了届の提出の際は、事前に対象となる支払い期の業務報告書の提出を済ませておくこと。

完了届が提出された場合、甲は検査を行い、検査に合格した時は、乙は委託料の支払いを請求することができる。

別添 数量一覧表

項目	単位	数量	備考
路面清掃	回	337	毎日（路面水洗清掃 ・特別清掃日を除く）
路面水洗清掃	回	24	2回/月
特別清掃	回	4	1回/3カ月
グラニットボール清掃・保守点検	回	16	1回/月（10月～5月） 2回/月（6月～9月）